

居宅介護支援事業者のみなさまへ

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることや、短期入所サービス専用のベッドに限りがあることにより、できる限り、認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとしています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができます。

つきましては、短期入所サービスの利用を有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置づける場合は、大崎上島町に対し、「短期入所制限日数を超える利用に関する被保険者の状況確認書」を提出してください。

なお、確認書の提出にあたっては、次の点に注意してください。

- 1 表面の被保険者、家族等の状況から裏面注意書きの要件のいずれかを満たしているかが確認できるか。
- 2 短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。（入所が適当なケース以外もあり得る。）また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと思うが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。
- 3 短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
- 4 注意書き2の理由により短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、認知症高齢者の日常生活自立度が原則Ⅱ以上である場合に限ること。
- 5 確認書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときに提出すること。なお、次期有効期間において同様におおむね半数を超えることになったときは再度提出すること。

※ 指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことになっております。

このため、計画の作成に当たっては、その利用の妥当性について市町村が判断すべきものではなく、介護支援専門員が自らの責任において適宜判断した上で、位置付けてください。

なお、確認書の提出については、給付の適正化の観点から便宜的に町へ提出いただくものであるため、御承知おきください。